

広島県告示第百五十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定による係留施設の建設について、次のとおり届出があった。

令和三年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 届出者

広島県呉市音戸町渡子二丁目二四番一号

三ツ子島埠頭株式会社 取締役社長 山本浩二

二 施設の所在する水域の範囲

広島県呉市音戸町渡子二丁目二四番一号地先

三 施設の種類、規模及び構造

1 種類

係留施設及び機械設備の基礎施設

2 規模及び構造

(一) 入荷栈橋

鋼管杭式横栈橋 一基

延長 二百四十メートル

幅 三十メートル

計画水深 C・D・L マイナス十八・〇メートル

(二) 係留ドルフィン

鋼管杭式ドルフィン 二基

延長 十メートル

幅 十メートル

計画水深 C・D・L マイナス十八・〇メートル

(三) 連絡橋基礎

鋼管杭式機械基礎 三基

延長 七メートル

幅 六・五メートル

四 係留施設の係留能力

1 最大対象船舶の船型

載貨重量トン数二十万八千トン級の貨物船（総トン数十万八千二百三十七トン、全長二百九十九・八メートル、型幅五十・〇〇メートル、満載喫水十八・五二四メートル）

2 同時に係留可能な隻数

載貨重量トン数二十万八千トン級の貨物船一隻

3 係留能力

係船柱一基当たりの牽引力千五百キロニュートン

五 施設の建設の工事の開始及び完了の予定期日

1 開始予定期日

令和三年四月一日

2 完了予定期日

令和六年五月三十一日

六 施設の使用及び管理の計画

1 管理者

広島県呉市音戸町渡子二丁目二四番一号

三ツ子島埠頭株式会社 取締役社長 山本浩二

2 施設を使用する船舶の使用頻度

貨物船（載貨重量トン数二十万八千トン以下級）一隻／月程度

3 異常気象時における利用の有無

利用しない。

4 取扱い貨物の種類及び数量

天日塩 月間約十四万トン